平成　　年　　月　　日	課長	課長補佐	係長	主幹	審査者	設計者	検算

工事設計書

工　　事　　名　　　関金プール解体整備工事

工　事　場　所　　　倉吉市関金町関金宿

一　　　　金　　　　　　　円　（内消費税及び地方消費税額　　　　　　　円）

工　事　概　要	起　工　理　由
鉄骨造平屋建 延べ床面積　125.25　㎡　更衣棟のみ 屋根　折版　0.8t 外壁　GRCﾊﾟﾈﾙ張り 基礎　布基礎 本プール　25m x 13m　ｱﾙﾐ製 補助プール　10m x 6m　ｱﾙﾐ製 ﾌﾟｰﾙｻｲﾄﾞ　土間ｺﾝｸﾘｰﾄ120t 芝張り　1800　㎡	

現　場　説　明　書

一般的事項１

平成24年12月１日改正

１　仕様書の適用について

この契約において適用する仕様書は、特に定めのない限り『公共建築工事共通仕様書』及び『公共建築物解体工事共通仕様書』とする。

２　法令等の遵守について

（１）　建設業法、労働安全衛生法等の各種関連法令を遵守し、法令に抵触する行為は行わないこと。

（２）　建設業からの暴力団排除の徹底について

ア　工事の施工に際し、暴力団等の構成員又はこれに準ずる者から不当な要求や妨害を受けた場合は、監督員に速やかにその旨を報告するとともに、警察に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。

イ　この場合において、工程等を変更せざるを得なくなったときは、速やかに監督員に協議すること。

（３）　工事現場に配置する技術者等（技術者等とは、現場代理人、追加技術者、主任技術者及び監理技術者をいう。）は、建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものでなければならない。

３　下請関係の適正化について

（１）　この契約に係る工事の的確な施工を確保するため、下請契約を締結しようとする場合は「建設産業における生産システム合理化指針」（平成３年２月５日付建設省経構発第２号建設省建設経済局長通知）及びその趣旨に則り、優良な専門工事業者の選定、合理的な下請契約の締結、代金支払等の適正な履行,適正な施工体制の確立、下請における雇用管理等の指導等を行い同指針の遵守に努めること。

（２）　受注者は、100万円以上の下請契約を締結した場合は「建設工事の下請報告について」（平成20年３月28日付第200700193464号鳥取県県土整備部長通知）に基づき、下請施工体系図を提出しなければならない。

（３）　工事の一部を第三者に請け負わせる場合、又は工事に伴う交通誘導等の業務を第三者に委託する場合には、原則として市内に本店又は支店、営業所等を有する業者（以下「市内業者」という。）と契約すること。ただし、技術的に施工できる市内業者がない工事等を請け負わせ、又は委託する場合、あるいは市内業者で施工できても工程的に間に合わない等、特段の理由がある場合は、この限りでない。

（４）　建設業退職金共済制度への加入等

ア　建設業者は、建設業退職金共済制度（以下「建退共」という。）に加入すると共に、その建退共の対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。ただし、下請を含むすべての労働者が、中小企業退職金共済制度、清酒製造業退職金共済制度、林業退職金制度のいずれかに既に加入済みで、建退共に加入することができないと認められる場合は、この限りでない。

イ　建設業者が下請契約を締結する際は、下請業者に対してこの制度の趣旨を説明し、原則として証紙を下請の延労働者数に応じて現物交付することにより､下請業者の建退共加入及び証紙の貼付を促進すること。なお、現物を交付することができない場合は、掛金相当額を下請代金中に算入することとし、契約書等に明記すること。

ウ　受注者は、工事現場に｢建設業退職金共済制度適用事業主工事現場｣の標識を掲示すること。

４　労働安全衛生の確保について

労働災害のリスク低減のため、「建設工事における労働災害防止のためのリスクアセスメント等について」（平成23年９月30日付第201100099979号県土整備部長通知）に基づくリスクアセスメント等に積極的に取り組むこと。

現　場　説　明　書

５　建設資機材の使用について

（１）　工事に使用する資材については、「県土整備部リサイクル製品使用基準」（平成 22 年１月 20 日付第 200900157785 号県土整備部長通知）に基づくリサイクル製品がある場合は、原則これを使用すること。

（２）　リサイクル製品以外の工事に要する資材の使用順位は、次のとおりとする。

ア　県内産の資材がある場合は、県内産の資材を使用すること。

イ　県外産の資材を使用する場合は、県内に本社又は営業所、支店等を有する販売業者（以下「県内販売業者」という。）から購入した資材を使用すること。ただし、当該資材について県内販売業者がない場合は、この限りでない。

（３）　建設機械の使用について

ア　施工現場及びその周辺の環境改善を図るため、低騒音型・低振動型の建設機械を使用するよう努めること。

イ　工事現場で使用し、又は使用させる車両（資機材等の搬出入車両を含む）又は建設機械等の燃料として、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に違反する軽油等（以下「不正軽油」という。）を使用しないこと。

また、使用燃料の抜き取り検査を行う場合には、現場代理人がこれに立ち会うなど協力を行うとともに、不正軽油の使用が発見された場合には、当該燃料納入業者を排除するなどの是正措置を講じること。

（４）　ダンプトラック等による運搬について

ア　「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下「法」という。）の目的に鑑み、法第 12 条に規定する団体の設立状況を踏まえ、同団体への加入車の使用を促進するよう努めること。

イ　積載重量制限を超えて工事用資機材等を積み込まず、また積み込ませないようにするなど違法運行を行わせないようにすること。違法運行を行っている場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。

６　その他

（１）　建設リサイクル法、「鳥取県県土整備部公共工事建設副産物活用実施要領」（平成22年９月13日付第201000087971号県土整備部長通知）に基づき建設副産物のリサイクル等に努めること。

（２）　受注者は、工事請負代金額500万円以上の工事について、受注、変更、訂正及び完成時10日以内（ただし、工事請負代金額が2,500万円未満の工事にあっては、受注・訂正時）に工事実績情報サービス（CORINS）に工事実績情報の登録を行い、登録内容確認書を印刷して発注者に提出すること。

現　場　説　明　書

特記事項　1

平成24年12月１日改正

仕様書	①　平成25年12月19日時点で最新の仕様書によること。
工程	~~①（他工事等との調整）~~　　　　　　　については、　　　　　　　　　と関連するので、相互の連絡調整を密にすること。 ②（部分完成、着工保留）石綿含材料等処理予定量届出書及び石綿粉塵排出等作業実施届出書の提出については、契約後直ちにすること。 ③（　施　工　時　間　）本工事の施工時間帯は、昼間施工（８：００～１７：００）を見込んでいる。 ~~④（施工時期選択制度）~~　この工事には、施工時期選択制度を適用する。工事完成期限は、　　　　までとし、実工事期間は　　　日間とする。 　なお、契約締結日から着工日前日までの間に資材の搬入、仮設物の設置等の工事の着手を行ってはならない。 ~~⑤（鋼材の調達の遅れによる工期の延長）~~ 　この工事の工期には、鋼材調達期間として、〇か月を見込んでいるが、受注者の責に帰することができない事由により鋼材の調達が遅れ、工期内に工事を完成することができない場合は、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。
用地関係	①（用地、物件等未処理）　本工事区間の＿＿＿＿には＿＿＿＿＿があるので、監督員と打合せのうえ施工を行うこと。 　なお、＿＿＿＿頃＿＿＿＿＿の予定である。
支障物件	①（埋設物等の事前調査）　工事に係る地下埋設物等の事前調査については、一部未調査である。 ~~②（支　障　物　件）~~　＿＿＿＿＿＿の施工に当って、＿＿＿＿が支障となっているが、＿＿＿＿までに移設が完了する見込である。 　予定どおり処理できなかった場合は別途協議する。 ~~③（立木の置き場所）~~　工事用地内の立木は伐採し、＿＿＿＿＿＿＿＿に置くこと。
公害対策	①（低騒音型・低振動型建設機械） 本工事のうち施工箇所：　　　　　　　については、特に生活環境を保全する必要があるので、下記工種の施工に当たっては、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（国土交通省告示、平成 13 年４月９日改正）に基づき指定された建設機械を使用するものとする。 該当工種：＿解体工事＿、施工機械：＿圧砕機＿
安全対策	①　（交通安全施設等）　一般交通等に支障を及ぼさないよう十分注意して施工すること。なお、交通整理の配置人員及び必要日数として、以下のとおり見込んでいるが、警察等との協議により変更が生じた場合は別途協議すること。 交通誘導員Ａ　　　人（交替要員〔有り・無し〕　　日　合計　　人 交通誘導員Ｂ　30　人（交替要員〔有り・無し〕　　日　合計 30　人 　警備業法に規定する警備員を配置する場合における交通誘導員Ａ、交通誘導員Ｂの定義は次のとおりとする。 　交通誘導員Ａとは、警備業法第２条第４項に規定する警備員であり、警備員等の検定等に関する規則第１条第４号に規定する交通誘導警備業務に従事する者で、交通誘導警備業務に係る１級検定合格警備員又は２級検定合格警備員をいう。また、交通誘導員Ｂとは、警備業法第２条第３項に規定する警備業者の警備員で交通誘導員Ａ以外の交通の誘導に従事する者をいう。 　なお、自社の従業員で交通整理を行う場合は、警備業法第14条第１項に規定する以外の者を配置し、安全教育、安全訓練等を十分に行うこと。この場合においては、交通誘導員Ｂを配置しているものとみなす。
工事用道路	①（農地の一時転用について） 　本工事を施工するために必要な仮設道路等を農地に設置する場合は、農地の一時転用が必要である。そのため、受注者は、「公共事業の施行に伴う附帯施設の設置に係る一時転用の取扱いについて」（平成 24 年 10 月 15 日付第 201200109101 号経営支援課長通知）に基づき、着手前に本工事が公共事業であることが証明された報告書を所轄農業委員会へ提出すること。

現　場　説　明　書

特記事項　２

仮設物

①（仮囲い等の範囲、構造）　工事範囲とその他を明確に区画して、第三者が工事範囲内に立ち入らないようにし、また、第三者に危害が及ばないように対策を講じること。なお、図示した場合は、設計図書によることとする。

排水・濁水処理

①（　濁　水　処　理　）　工事で発生する濁水に対しては、濁水処理を行うこと。なお、図示した場合は、設計図書によることとする。

建設副産物の処理

【建設発生土（処理）】

①~~（他工事等流用）~~　建設発生土は、＿＿＿市・町・村＿＿＿地内の＿＿＿＿＿＿工事現場に運搬（片道運搬距離＿＿km）とするものとする。

②~~（建設技術センター）~~　建設発生土は＿＿＿市・町・村＿＿＿地内のセンター事業所に運搬（片道運搬距離＿＿km）とするものとする。なお、処理費として１ｍ^{3}当たり＿＿円をセンターに支払うこと。

センター事業所へ搬出する土砂の土質は、各事業所が指定している土質性状同等以上とすること。（土質性状　（記載例）砂質土、コーン指数　300kN/㎡以上）

②（　自　由　処　分　）　建設発生土は自由処分とし、片道運搬距離＿10＿ｋｍを見込んでいる。

【コンクリート塊・アスファルト塊・建設発生木材（処理）】

③（　分　別　解　体　等　）　コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材は、現場内において分別解体するものとする。その方法は、別表のとおりとする。なお、その費用を下記のとおり見込んでいる。

コンクリート塊　解体工事費に含む
アスファルト塊　１ｍ^{3}当り＿＿＿＿円
建設発生木材　　１ｍ^{3}当り＿＿＿＿円

⑤~~（他工事等流用）~~　〔Co塊・＿＿＿＿〕は、＿＿＿市・町・村＿＿＿地内＿＿＿工事現場に運搬（片道運搬距離＿＿km）するものとする。

⑥（再資源化施設へ搬出）　コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材等は、再生資源として、下記の再資源化施設への搬出を見込んでいる。これは、他の施設へ搬出を妨げるものではないが搬出先を変更する場合は理由を付して協議を行うこと。

再資源化施設業者と書面による委託契約を行うとともに、運搬車両ごとにマニフェストを発行するものとする。

なお、再資源化施設へ搬出が完了したときは、書面により報告すること。

（施設の名称・受入れ費用）　コンクリート塊　倉吉市＿国府＿地内の＿小鴨解体＿
（運搬距離＿10 km）、費用１m3当り＿4,840＿円
アスファルト塊　倉吉市＿＿＿地内の＿＿＿＿＿＿
（運搬距離＿＿km）、費用１ｔ当り＿＿＿＿円
建設発生木材　＿＿＿市・町・村＿＿＿地内の＿＿＿＿
（運搬距離＿＿km）、費用１㎡当り＿＿＿＿円
その他（　　）＿＿＿市・町・村＿＿＿地内の＿＿＿＿
（運搬距離＿＿km）、費用１ｔ当り＿＿＿＿円

（受入れ時間帯）　８時～17時（平日）

（受入れ条件）
ア　路盤材、土砂、金属片等が混入していないこと。
イ　コンクリート塊、アスファルト塊の径は、それぞれ＿＿mm以下＿＿mm以下であること。
ウ　建設発生木材に関しては、泥等の付着がなく、径＿＿＿cm以下、長さ＿＿＿m以下であること。
エ　２次公害発生のおそれのある物質（廃油等）を含まないこと。

⑦~~（木材市場等への売却）~~　建設発生木材は＿＿＿市・町・村＿＿＿地内の＿＿＿＿への搬出（片道運搬距離＿＿km）を想定し＿＿＿＿円を見込んでいる。これは、他の木材市場等への売却を妨げるものではないが、売却先を変更する場合の理由を付して協議すること。

⑧（　最　終　処　理　等　）　廃棄ﾌﾟﾗｽﾁｯｸについては、＿倉吉＿市・町・村＿鴨川町＿地内の産業廃棄物処理場への搬出（片道運搬距離＿10＿km）を想定し、その費用として１ｔ当り＿5,355＿円を見込んでいる。これは、他の施設へ搬出を防げるものではないが、搬出先を変更する場合は協議を行うこと。

⑨（産業廃棄物の処理に係る税）　産業廃棄物の処理に係る税に相当する額を1,000円/ｔ見込んでいる。

現　場　説　明　書

特記事項　3

建設副産物の処理

⑩（建設発生木材の出来形数量）　建設発生木材の運搬量、搬出量は出来形数量に応じて設計変更を行う。そのため、次のとおり数量管理を行うこと。

工　　種	項　　目	規　　格	摘　　要
建設発生木材運搬量	現場において運搬車の計測を行うこと。 平均的な１断面を計測。計測に当たっては、頂部に最低２箇所の折れ点を設けること。 断面積に荷台の延長を乗じて体積を算定する。	運搬車全数の測定を行うこと。また、10 台に１台の割合で写真管理を行うこと。 ただし、搬出台数が 10 台に満たない場合は、２台以上写真管理を行うこと。	折れ点を２点以上設ける 平均的な断面
建設発生木材搬出量	マニフェスト又は伝票管理を行うこと。	運搬車全数の管理を行うこと。	伝票は処分業者が発行したものでなければならない。

⑪（マニフェスト）　産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託するときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づきマニフェストを作成すること。ただし、一般廃棄物や有価物は不要。

建設副産物の使用

①（建設発生土の使用）　＿＿＿＿工事から［当該工事運搬・相手方運搬］の建設発生土を受入れ、使用箇所：＿＿＿＿に使用する。

②（再生資材の使用）　１）Co雑割材は、＿＿＿工事から運搬し、使用箇所：＿＿＿＿に使用する。

２）アスファルト・コンクリート切削殻等は、＿＿＿工事から運搬し、使用箇所：＿＿＿に使用する。

３）・再生クラッシャーラン［規格：　　　　］は、使用箇所：＿＿＿＿に使用する。
・再生コンクリート砂［規格：RS-　　　　］は、使用箇所：＿＿＿＿に使用する。

４）再生加熱アスファルト混合物［規格：　　　　］は、使用箇所：＿＿＿＿に使用する。

５）その他再生資材［資材名：　　　　］［規格：　　　　］は、使用箇所：＿＿＿＿に使用する。

その他

①（境界杭・境界標）　本工事における道路上の全ての境界標は、必ず管理を行うこと。

②（工事成績評定）　本工事は、災害等の初期活動で緊急かつ迅速な対応が不可欠である緊急応急工事に〔該当する・該当しない〕ため、工事評定の〔対象とする・対象としない〕。

③（技能士常駐）　本工事には、下記のとおり鳥取県土木工事共通仕様書に基づく技能士常駐対象工種が含まれており、該当工種の作業期間は、技能士が工事現場に常駐しなければならない。

1)技能士種別：とび作業 技能士、該当工種：仮設工、仕様書根拠：８頁
2)技能士種別：造園工事作業技能士、該当工種：植栽工、仕様書根拠：８ 頁

④（寒中コンクリート）　本工事は、寒中コンクリートとして施工を行わなければならない期間があるので、適正に実施すること。なお、寒中コンクリートの養生費用については、「寒中コンクリートの養生費用について」（平成 23 年 12 月 7 日付第 201100123529 号県土整備部長通知）に基づいて処理することとし、設計変更の対象とする。

○（　　　　　　　）

。

名　　　称	数　　量	単位	金　　　額	備　　　考
直　接　工　事　費	1	式		CK　直接工事費
計				CKK　直接工事費計
共　　通　　費				
共通仮設費	1	式		KH　共通費
純工事費　計				
現場管理費	1	式		KH　共通費
工事原価　計				
一般管理費等	1	式		KH　共通費
工事価格	1	式		KKK　工事価格
消費税等相当額	1	式		消費税率　5 %
工事予定価格	1	式		UK　工事予定価格

凡例
単　県単価による
物　建設物価による
見　見積りによる
コ　ｺｽﾄ単価による

直　接　工　事　費　科目別内訳

科　目　名　称	中　科　目　名　称	数　　量	単位	金　　　　額	備　　　　考
建築解体工事	建築解体工事	1	式		WP
建築解体工事	再生・処分費	1	式		WP
芝張り工事	芝張り工事	1	式		WP
小計				0	

科　目　名　称	中　科　目　名　称	数　　量	単位	金　　額	備　　考
建築解体工事	仮設工事	1	式		WP
	解体撤去工事	1	式		WP
	電気設備解体工事	1	式		WP
	機械設備解体工事	1	式		WP
計					
建築解体工事	建築再生・処分費	1	式		WP
	電気設備再生・処分費	1	式		WP
	機械設備再生・処分費	1	式		WP
計					
芝張り工事	芝張り工事 ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装改修	1	式		
計					

直　接　工　事　費　細目別内訳　

	建築解体工事	仮設工事				
名　　称	摘　　要	数　　量	単位	単　価	金　額	備　考
枠組本足場 (手摺先行型)	建枠 900×1700 布枠500+240 修理費含む 22m未満　鉄骨造 手摺り　ｼｰﾄ含む	1.00	ヶ所			
仮設材運搬 (枠組本足場)	建枠幅900(二枚布)	8.00	㎡			
整理清掃 後片付け	一 般　S造	1,800.00	㎡			
ｱｽﾍﾞｽﾄ飛散防止 室内開口部目張り	ｼｰﾄ　ﾃｰﾌﾟ止め 屋内部分	40.00	㎡			
ｱｽﾍﾞｽﾄ飛散防止 仮囲い損料	外部 6.4x3.5x2ヶ所	44.80	㎡			
進入路鉄板養生	1524x6096x22=9.3㎡ 60日程度	18.60	㎡			
一般道清掃費	軽作業員	10.00	人			
交通誘導員		30.00	人			
計						

建築解体工事		解体撤去工事				
名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
【先行外部解体】						
ｱﾙﾐ建具撤去(ｶﾞﾗｽ共)	枠共 集積共	20.60	㎡			
ｽﾁｰﾙ建具撤去	ｼｬｯﾀｰ含む	21.50	㎡			
屋根　折版葺取壊し	鋼板製　0.8t	166.00	㎡			
軒樋　取壊し	鋼板製　0.8t	20.70	m			
縦樋　取壊し	VP　φ75 塩ビ製	7.60	m			
ﾈｯﾄﾌｪﾝｽ　取壊し	1,800H　忍び返し共	221.00	㎡			
ｱﾙﾐ笠木　取壊し		43.50	m			
水訓碑　取壊し	ｽﾃﾝﾚｽ製	1.00	ヶ所			
ﾌﾗｯｸﾞﾎﾟｰﾙ　取壊し	ｽﾃﾝﾚｽ製	1.00	ヶ所			
【先行内部解体】						
床 ﾈｽﾛﾝｴﾌﾚｯｸｽ　撤去	塩ビ 250x250x18t	76.70	㎡			
壁 大平版　取壊し 壁下地共	ｱｽﾍﾞｽﾄ含有材(一重) 910x1820x5t 集積共	170.00	㎡			
天井 ﾌﾚｷｼﾌﾞﾙﾎﾞｰﾄﾞ　取壊し 天井下地共	ｱｽﾍﾞｽﾄ含有材(一重) 910x1820x5t 集積共	112.00	㎡			

	建築解体工事	解体撤去工事				
名　　称	摘　　要	数　　量	単位	単　価	金　額	備　　考
【先行内部機器解体】						
手洗い器		5.00	台			
小便器		3.00	台			
大便器		3.00	台			
ボイラー		2.00	台			
下足入れ	木製 1600Hx1800Wx400D	2.00	ヶ所			
ｽﾁｰﾙﾛｯｶｰ	1800Hx900Wx500D	1.00	台			
ｺｲﾝﾛｯｶｰ	1800Hx850Wx460D	9.00	台			
ﾍﾞﾝﾁ　ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ　ﾊﾟｲﾌﾟ足	300Wx1900Lx400H	3.00	台			
ﾍﾞﾝﾁ　ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ　ﾊﾟｲﾌﾟ足	400Wx1250Lx450H	7.00	台			
器具庫	木製 2300Wx1000Hx400D	1.00	台			
器具庫	木製 1800Wx700Hx200D	2.00	台			
机	600x400x600H	3.00	台			
ﾊﾟｲﾌﾟ椅子		5.00	台			
ｺﾝﾃﾅ箱		10.00	個			

建築解体工事		解体撤去工事				
名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
テレビ		1.00	台			
冷蔵庫		1.00	台			
見張台	ｽﾁｰﾙ	2.00	台			
ｺｰｽﾛｰﾌﾟ等	廃ﾌﾟﾗ	1.50	m3			
その他廃棄物	雑材 塵	1.00	式			
【躯体解体】						
外壁 ＧＲＣﾊﾟﾈﾙ　取壊し	ｶﾞﾗｽ繊維入ｾﾒﾝﾄ系ﾊﾟﾈﾙ 20～80　平均厚30ｔで計算	206.00	㎡			
間仕切り壁 ＣＢ120t　取壊し	ﾌﾞﾚｰｶｰ　集積共	14.20	m3			
越壁 ＣＢ100t　取壊し		0.80	m3			
ﾌﾟｰﾙ解体 ｱﾙﾐ製　25mx13m ｱﾙﾐ製　10mx6m	側板 ｱﾙﾐ　4t	99.60	㎡			
	底板 ｱﾙﾐ　3t	385.00	㎡			
更衣棟 鉄骨造平屋建　取壊し	再使用ナシ 集積共 ｸﾛｰﾗｸﾚｰﾝ	9.30	t			
プール 鉄骨造平屋建　取壊し	再使用ナシ 集積共 ｸﾛｰﾗｸﾚｰﾝ	24.40	t			

	建築解体工事	解体撤去工事				
名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
基礎ｺﾝｸﾘｰﾄ　取壊し	圧砕機	156.00	m3			
同上　鉄筋切断		156.00	m3			
ｽﾗﾌﾞｺﾝｸﾘｰﾄ　取壊し	圧砕機 洗眼所2ヶ所含む	102.00	m3			
同上　鉄筋切断		102.00	m3			
基礎掘り方	ﾊﾞｯｸﾎｰ　0.8m3	379.00	m3			
【積込作業費】						
産業廃棄物積込作業費	ｺﾝｸﾘｰﾄ類 機械	263.00	m3			
産業廃棄物積込作業費	瓦礫類(GRCﾊﾟﾈﾙ+CB+縁石) 機械	7.10	m3			
産業廃棄物積込作業費	鉄屑類(鉄骨材+鉄筋) 機械	42.00	t			
産業廃棄物積込作業費	廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類 機械	1.60	m3			
産業廃棄物積込作業費	ｶﾞﾗｽ屑類 機械	0.30	t			
産業廃棄物積込作業費	金属類(ｱﾙﾐ・ｽﾃﾝﾚｽ) 機械	5.70	t			
産業廃棄物積込作業費	ｱｽﾍﾞｽﾄ含有合板類 機械 (大平板+ﾌﾚｷｼﾌﾞﾙﾎﾞｰﾄﾞ)	2.00	m3			
産業廃棄物積込作業費	残土	616.00	m3			

建築解体工事		解体撤去工事				
名　　称	摘　　要	数　　量	単位	単　価	金　額	備　　考
産業廃棄物積込作業費	砕石	205.00	m3			
【運搬費】						
産業廃棄物運搬費	ｺﾝｸﾘｰﾄ類	263.00	m3			
産業廃棄物運搬費	瓦礫類(GRCﾊﾟﾈﾙ+CB+縁石)	7.10	m3			
産業廃棄物運搬費	鉄屑類(鉄骨材+鉄筋)	42.00	t			
産業廃棄物運搬費	廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類	1.60	m3			
産業廃棄物運搬費	ｶﾞﾗｽ屑類	0.30	t			
産業廃棄物運搬費	金属類(ｱﾙﾐ・ｽﾃﾝﾚｽ)	5.70	t			
産業廃棄物運搬費	ｱｽﾍﾞｽﾄ含有合板類 (大平板+ﾌﾚｷｼﾌﾞﾙﾎﾞｰﾄﾞ)	2.00	m3			
産業廃棄物運搬費	残土+砕石	821.00	m3			
計						

建築解体工事	電気設備解体工事					
名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
【先行外部。内部解体】						
照明器具　撤去		39.00	台			
ｽｲｯﾁ・ｺﾝｾﾝﾄ類　撤去		50.00	ヶ所			
換気扇		4.00	台			
盤関係		4.00	台			
ｽﾋﾟｰｶｰ		2.00	台			
配線関係		1,000.00	m			
【積込作業費】						
産業廃棄物積込作業費	瓦礫類	6.40	m3			
産業廃棄物積込作業費	廃ﾌﾟﾗ類	5.00	m3			
【運搬費】						
産業廃棄物運搬費	瓦礫類	6.40	m3			
産業廃棄物運搬費	廃ﾌﾟﾗ類	5.00	m3			
下請け経費		1.00	式			
計						

建築解体工事	機械設備解体工事					
名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
【先行外部。内部解体】						
ﾀﾝｸ類		1.00	台			
弁類		20.00	台			
給排水管	20～200	700.00	m			
ｶﾗﾝ類		34.00	個			
【積込作業費】						
産業廃棄物積込作業費	鉄類	0.30	t			
産業廃棄物積込作業費	廃ﾌﾟﾗ類	6.00	m3			
【運搬費】						
産業廃棄物運搬費	鉄類	0.30	t			
産業廃棄物運搬費	廃ﾌﾟﾗ類	6.00	m3			
下請け経費		1.00	式			
計						

建築解体工事		再生・処分工事				
名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
建築解体工事						
【再生費】						
特定建設資材再生費	ｺﾝｸﾘｰﾄ類	263.00	m3			
特定建設資材再生費	鉄屑1級品ｽｸﾗｯﾌﾟ控除	42.00	t			
特定建設資材再生費	金属類(ｱﾙﾐ)ｽｸﾗｯﾌﾟ控除	4.58	t			
特定建設資材再生費	金属類(ｽﾃﾝﾚｽ)ｽｸﾗｯﾌﾟ控除	1.11	t			
【処分費】						
特定建設資材処分費	瓦礫類(GRCﾊﾟﾈﾙ+CB+縁石)	7.10	m3			
特定建設資材処分費	廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類	1.60	m3			
特定建設資材処分費	ｶﾞﾗｽ屑類	0.30	t			
特定建設資材処分費	ｱｽﾍﾞｽﾄ含有合板類 (大平板+ﾌﾚｷｼﾌﾞﾙﾎﾞｰﾄﾞ) 安定型処分場	2.00	m3			
特定建設資材処分費	残土+砕石	821.00	m3			
特定建設資材処分費	ｱｽﾌｧﾙﾄ殻	1.70	t			
計						

建築解体工事	再生・処分工事					
名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
電気設備工事						
【処分費】						
特定建設資材処分費	瓦礫類	6.40	m3			
特定建設資材処分費	廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類	5.00	m3			
計						
機械設備工事						
【再生費】						
特定建設資材再生費	鉄屑1級品ｽｸﾗｯﾌﾟ控除	0.30	t			
【処分費】						
特定建設資材処分費	廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類	6.00	m3			
計						

建築解体工事	芝張り工事					
名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
【高麗芝】						
土壌改良	10t	1,800.00	㎡			
不陸整正	路床整正	1,800.00	㎡			
芝張り工	高麗芝 ベタ貼り	1,800.00	㎡			
【ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装改修】						
舗装版切断	ｶｯﾀｰ切り	12.00	m			
舗装版破砕工	掘削　積込み	16.00	㎡			
舗装工	路盤工 ｾﾒﾝﾄ処理工	16.00	㎡			
	路盤工 不陸整正	16.00	㎡			
	表層工 再生密粒度　13 厚さ　4cm	16.00	㎡			
産業廃棄物運搬作業費	ｱｽﾌｧﾙﾄ類	0.72	m3			
計						

平成25年度

関金プール解体整備工事

図面リスト			
Ａ－１	関金プール	表紙　図面リスト	
Ａ－２		建築工事特記仕様書（１）	
Ａ－３		敷地配置図　　付近見取図	S=1/600
Ａ－４		平面図	S=1/200
Ａ－５		立面図	S=1/200
Ａ－６		断面図	S=1/200
Ａ－７		矩計図	
Ａ－８		天井伏図	S=1/100　S=1/ 60
Ａ－９		展開図１	S=1/ 60
Ａ－１０		展開図２	S=1/ 60
Ａ－１１		基礎伏図	S=1/200　S=1/ 50
Ａ－１２		梁伏図　　通り軸組図	S=1/200　S=1/300　S=1/ 50
Ｅ－１		電気設備図	S=1/200
Ｍ－１		機械設備図１	
Ｍ－２		機械設備図２	
Ｍ－３		機械設備図３	

訂正

附記事項

小谷建築事務所
事務所登録鳥取第 21-511 号
鳥取県倉吉市西倉吉町423番地1　T.F 0858-28-2798
管理建築士　小谷　博志
一級建築士（大臣）登録第 180478 号

所長 (小谷)　製図 (小谷)　検図

工事名：関金プール解体整備工事

図名：表紙　図面リスト

縮尺：1／　1／　1／

日付：２５年12月　日

設計番号

図面番号：㊓電 機空 A-1 ／16

建　築　工　事　仕　様　書

Ⅰ．工　事　概　要

1．工事場所　倉吉市関金町関金宿
2．敷地面積　　　　　㎡
3．地域地区　都市計画地域（　・内　・外　）　市街化調整区域
　　　　　　用途地域等　（　指定なし　　）
4．建物概要

番号	名　称	工事種別	構　造	階数	建築面積(㎡)	延べ面積(㎡)
	関金プール					
1	管理棟	解体	鉄骨造平屋建	1	162.51	125.25
2	プール棟	解体	鉄骨造平屋建	1	833.11	833.11

Ⅱ．建築工事仕様

1．共通仕様

（１）　図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部制定「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（平成２２年版）」（以下、「標準仕様書」という。）による。ただし、アスベスト成形板の処理等は、国土交通省官房官庁営繕部制定「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（平成２２年版）」（以下「改修標準仕様書」という。）による。
（２）　請負者は完了検査（中間検査含む）の検査には、特定行政庁（建築主事等）が求める検査に必要な資料等（報告書等）を用意すること。
（３）　電気及び機械設備工事を本工事に含む場合、電気及び機械設備工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。

2．特記仕様

（１）　項目は番号に○印のついたものを適用する。
（２）　特記事項は⊙印のついたものを適用する。
　　⊙印のつかない場合は、※印のついたものを適用する。
　　⊙印と⊛印のついた場合は共に適用する。
（３）　項目に記載の（　　　）内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。［　　　］内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を表す。
（４）　Ⓖ印は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「グリーン購入法」という。）の特定調達品目を示す。判断の基準は「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成２２年２月）」（環境省のホームページからダウンロード可能）による。
（５）　標準仕様書で「特記がなければ、」以降に具体的な材料・品質性能・工法・検査方法等を明示している場合において、それらが関係法令の改正等により（条例を含む）抵触する場合には、関係法令等の遵守（１．１．１３）の規定を優先する。
（６）　材料及び製造所等の記載は順不同である。

章		項　目	特　記　事　項

①　一般共通事項

①　適用基準等

※　建築工事標準詳細図　国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修（平成２２年版）（以下「標準詳細図」という）
※　建築工事監理指針（上巻・下巻）　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（平成２２年版）
※　工事写真の撮り方（改訂第三版）建築編　建設大臣官房官庁営繕部監修
⊙　建築物解体工事共通仕様書・同解説（最新版による）
⊙　建設副産物適正処理推進要綱の開設（最新版による）
⊙　鳥取県条例　　大防法

②　官公庁その他への手続（1.1.3）

工事の施工に伴い必要な官公署、その他への手続き、検査並びにその費用は、本工事請負者の負担とする

3　電気保安技術者（1.3.3）

工事現場におく電気保安技術者は、鳥取県総務部営繕工事自家用電気工作物保安規定第５条に定める工事担当技術者の職務を補佐し、当該工事の工事期間中自家用電気工作物の保安の業務を行うものとする。

4　工事安全計画書（1.3.7）

建築工事安全施工技術指針及び建設公衆災害防止対策要綱を参考に、工事安全計画書を監督職員に提出する

⑤　発生材の処理等（1.3.8）

・　引き渡しを要するもの（　　　　　　　　　　）
⊙　現場において再利用を図るもの（　　　　　　　　　　）
⊙　再生資源化を図るもの
　⊙　コンクリート塊　⊙　アスファルトコンクリート塊　・　建設発生木材

⑥　環境への配慮（1.4.1）

化学物質を放散させる建築材料等
本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の１）から５）を満たすものとする
１）合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上げ塗材及び壁紙はホルムアルデヒドを放散させないか、放散が極めて少ないものとする
２）保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド又はスチレンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする
３）接着剤はフタル酸ジ－ｎ－ブチル及びフタル酸ジ－２－エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする
４）塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散させないか、放散がきわめて少ないものとする
５）１）、３）及び４）の材料等を使用して作られた家具、書架、実験台その他の什器等は、ホルムアルデヒドを放散させないか、放散が極めて少ないものとする
また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒド放散量」は、次のとおりとする
　ホルムアルデヒド放散量　規制対象外
　該当する建築材料
　①ＪＩＳ及びＪＡＳのＦ☆☆☆☆品
　②建築基準法施行令第２０条の７第４項による国土交通大臣認定品
　③下記表示のあるＪＡＳ適合品
　　ａ．非ホルムアルデヒド系接着剤使用
　　ｂ．接着剤等不使用
　　ｃ．非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない材料使用
　　ｄ．ホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用
　　ｅ．非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料使用
　　ｆ．非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用
　ホルムアルデヒド放散量　第三種
　　該当する建築材料
　　①ＪＩＳ及びＪＡＳのＦ☆☆☆品
　　②建築基準法施行令第２０条の７第３項による国土交通大臣認定品
　　③旧ＪＩＳのＥｏ品
　　④旧ＪＡＳのＦｃｏ品

7　材料の品質等（1.4.2）

本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの又は同等のものとする。ただし、製造業者等が記載されている場合に同等品を使用する場合は、あらかじめ監督職員の承諾を受ける
ＪＩＳ又はＪＡＳマーク表示のない材料及びその製造業者等又は、別表に示す材料・機材等の製造業者等は、次の（１）から（６）すべての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督職員の承諾を受ける
　（１）品質及び性能に関する試験データが整備されていること
　（２）生産施設及び品質の管理が適切に行われていること
　（３）安定的な供給が可能であること
　（４）法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること
　（５）製造又は施工の実績があり、その信頼性があること
　（６）販売、保守等の営業体制が整えられていること（なお、システムとして機能するものにあっては、システムの構築能力があり、現場で施工体制が整えられていること）
別表

床型枠用鋼製デッキプレート	オーバーヘッドドア
鉄骨柱下無収縮モルタル	防水剤
無収縮グラウト材	現場発泡断熱材
乾式保護材	フリーアクセスフロア
透水・保水性床タイル及びブロック	可動間仕切
既成調合モルタル	移動間仕切
ルーフドレン	トイレブース
吸水調整材	煙突用成形ライニング材
アルミニウム製建具	天井点検口
鋼製建具	床点検口
鋼製軽量建具	グレーチング
ステンレス製建具	屋上緑化システム
錠前類	トップライト
クローザ類	エポキシ樹脂
自動扉機構	タイル部分張替え用接着剤
自閉式上吊り引戸機構	ポリマーセメントモルタル
重量シャッター	既成調合目地材
軽量シャッター	鋳鉄製ふた

8　特別な材料の工法

標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、当該製品等の指定工法による

⑨　技能士（1.5.2）

下表により適用する技能士は、適用する工事作業中、１名以上の者が自ら作業をするとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと
（技能士：職業能力開発促進法による一級技能士又は単一等級の資格を有する者）
また、その技能士はその者が技能士であることがわかる名札（下図参考）を常時着用すること

工事種目	技能検定職種	技能検定作業
仮設工事	とび	⊙　とび作業
鉄筋工事	鉄筋施工	・　鉄筋組立作業
コンクリート工事	型枠施工	・　型枠工事作業
	コンクリート圧送施工	・　コンクリート圧送工事作業
鉄骨工事	鉄工	・　構造物鉄工作業
	とび	・　とび作業
	塗装	・　建築塗装作業
コンクリートブロック・ＡＬＣ	ブロック建築	・　コンクリートブロック工事作業
パネル・押出成形セメント板工事	ＡＬＣパネル施工	・　ＡＬＣパネル工事作業
防水工事	防水施工	・　アスファルト防水工事作業 ・　ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・　アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・　合成ゴム系シート防水工事作業 ・　塩化ビニル系シート防水工事作業 ・　セメント系防水工事作業 ・　シーリング防水工事作業 ・　改質アスファルトシートトーチ工法 ・　防水工事作業 ・　ＦＲＰ防水工事作業
石工事	石材施工	・　石張り作業
タイル工事	タイル張り	・　タイル張り作業
木工事	建築大工	・　大工工事作業
屋根及びとい工事	建築板金	・　内外装板金作業
	スレート施工	・　スレート工事作業
金属工事	内装仕上施工	・　鋼製下地工事作業
	建築板金	・　内外装板金作業
左官工事	左官	・　左官作業
建具工事	サッシ施工	・　ビル用サッシ施工作業
	ガラス施工	・　ガラス工事作業
	自動ドア施工	・　自動ドア施工作業
カーテンウォール工事	カーテンウォール施工	・　金属製カーテンウォール工事作業
	サッシ施工	・　ビル用サッシ施工作業
	ガラス施工	・　ガラス工事作業
塗装工事	塗装	・　建築塗装作業
内装工事	内装仕上施工	・　プラスチック系床仕上工事作業 ・　カーペット系床仕上作業 （２級及びﾌﾟﾗｽﾁｯｸ系仕上工事作業を含む） ・　ボード仕上工事作業
	表装	・　壁装作業
排水工事	配管	・　建築配管作業
舗装工事	路面表示施工	・　溶解ペイントマーカー工事作業 ・　加熱ペイントマシンマーカー工事作業
植栽工事	造園	⊙　造園工事作業
畳工事	畳	・　畳製作作業

《技能士名札参考図》

口 技 能 士
職　種　建築大工
級　別　１級
氏　名　○山○夫
血液型　○型
勤務先　○○工務店
自　宅　鳥取市
発行　○○○○○○○○会
写真（30×40）
55 mm
90 mm
技能士の職種により色を変えることも可
技能士の種別
技能士の級の別
技能士本人の住所
名札の発行元

10　化学物質の濃度測定（1.5.9）

図示した室のホルムアルデヒド、スチレン、トルエン、キシレン、エチルベンゼンの室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、監督職員に報告するパッシブ型採取機器を用いて、次の要領で測定及び分析を行う
・　パラジクロロベンゼン
　①３０分間換気
　　測定対象室のすべての窓及び扉（造り付け家具、押し入れ等の収納部分の扉を含む）を開放し、３０分間換気する
　②５時間閉鎖
　　①の後、測定対象室すべての窓及び扉を５時間閉鎖する。ただし、造り付け家具、押し入れ等の収納部分の扉は開放したままとする
　③測定
　　イ　②の状態のままで測定する
　　ロ　測定時間は、原則として２４時間とする。ただし、工程等の都合により、２４時間測定が行えない場合は、８時間測定とする。なお、８時間測定の場合は、午後２時～３時が測定時間帯の中央となるよう、１０時３０分～１８時３０分までの時間帯で測定する
　　ハ　測定回数は１回とし、複数回の測定は不要とする
　④分析
　　測定対象化学物質を採取したパッシブ型採取機器を分析機関に送付し、濃度を分析する
　⑤その他
　　監督職員から測定方法に関する注意事項等の指示を受けること

⑪　完成写真

下記のものを監督職員に提出する

区　分	分類・規格	撮影箇所	部数	原版の大きさ(mm)
※　工事記録写真	カラーサービス判	各工種の工程毎	１部	・　24×　36以上
※　完成写真	カラーサービス判	・　内部　　箇所	部	・　24×　36以上
		・　外部　４　箇所	２部	・　24×　36以上
・	カラーキャビネ判	・　内部　　箇所	部	・　24×　36以上
		・　外部　　箇所	部	・　24×　36以上
・　パネル	カラー	・　四ッ切　　箇所	２部	・　100×125以上
		・　半切　　箇所		・　24×　36以上
		・　全紙　　箇所		
・				

・　電子データ及びネガの提出[工事記録写真]　（・　要　⊙　不要）
・　電子データ及びネガの提出[完成写真]　（・　要　⊙　不要）

⑫　完成時の提出図書（1.7.1～2）

下記のものを監督職員に提出する
・　原図Ａ２版又はＡ３版（設計図の第２原図訂正不可）　　部
⊙　ＣＡＤデータ　１　部
⊙　原図の陽画複写紙の２つ折製本　２　部
・　原図の縮小版の陽画複写紙の２つ折製本（Ａ４版）　　部
・　複写　縮小版Ａ３バラ焼　　部

完成図の種類及び内容
⊙　案内図・配置図・面積表　：　配置図には外構整備、屋外給排水系統図含む（ＢＭの表示）
⊙　平面図　：　室名、耐震壁（防火壁）、避難施設等を表示する
・　立面図　：　外壁仕上等を表示する
・　断面図　：　階高、天井高等を表示する
・　仕上表　：　屋外、屋内（各階）の仕上表を表示する
・　構造図　：　杭、構造躯体等を表示する
・　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　）

⑬　施工図及び施工計画書（1.7.2）

提出した施工図及び施工計画書の著作に係わる当該建物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする

14　設備工事との取り合い

設備機器の位置、取り合い等が検討できる施工図を提出して、監督職員の承諾を受ける

設備工事との取り合い		建築	電気	機械
・　コンクリート壁、床、梁貫通部	補強	※	・	・
	スリーブ・箱入れ	・	※	※
・　鉄骨造の開口及び補強		※	・	・
・　照明器具・幹線等の吊りボルト用インサート（釘処理共）		・	※	・
・　軽量鉄骨壁のボックス取付用下地		・	※	・
・　埋込分電盤・端子盤・プルボックスの仮枠及び埋込部分の補強	仮枠	・	※	・
	補強	※	・	・
・　ＯＡフロア・フリーアクセスフロアの切込み及び補強		※	・	・
・　埋込型機器取付用の天井壁の切込加工、下地の補強	切込	・	※	※
	補強	※	・	・
・　自動開閉装置を取付ける防火戸の切込み、補強及びドアクローザ、フロアヒンジ		※	・	・
・　電気室、自家発電室などの基礎及びピット（蓋を含む）		※	・	・
・　テレビアンテナ	基礎	※	・	・
	アンカーボルト	・	※	・
・　天井点検口		※	・	・
・　機器類のコンクリート基礎	屋内・屋外設置	・	※	※
	屋上設備	※	・	・

15　設計ＧＬ

※　図示による　・（　　　）

16　耐荷重及び耐外力

建築基準法に基づき定められた区分等
基準風速　Ｖｏ＝　　ｍ／ｓ
地表面粗度区分　・　Ⅰ　・　Ⅱ　・　Ⅲ　・　Ⅳ
積雪区分　建設省告示第１４５５号　別表（　　　）

⑰　保全に関する資料（1.7.3）

下記のものをＪＩＳ　Ａ４版ファイルに製本して監督職員に提出する。
・　主な主要資材、機器等のメーカー及び施工者一覧表
・　機器性能試験成績書及び取扱説明書
・　保証書
⊙　官公署届出書類（保守に必要とするもの）
・　建築物の保守に関する説明書、指導案内書
⊙　芝の管理方法説明書
・

⑱　火災保険等

工事目的物及び工事材料等工事施工途中の事故に伴う損害を補てんするため火災保険等に加入する
（保険の加入期間は、工事完成引き渡しまでとする）

19　環境配慮

鳥取県公共工事環境配慮指針　※　対象工事　・　非対象工事

⑳　建設リサイクル法

※　対象工事　・　非対象工事

21　鳥取県福祉のまちづくり条例

※　対象工事　・　非対象工事

22　鳥取県景観形成条例

※　対象工事　・　非対象工事

23　バリアフリー法

※　対象工事　・　非対象工事

24　省エネ法

※　対象工事　・　非対象工事

②　仮設工事

①　足場その他（2.2.4）

足場を設ける場合は、公共建築工事標準仕様書（建築工事編）平成２２年版２．２．４（ｂ）によるほか、設置においては「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の２の（２）手すり据置方式又は（３）手すり先行専用足場方式により行うこと

②　監督職員事務所（2.3.1）

・　設ける　　　㎡　⊙　設けない
備品等は、監督職員の指示を受けて設置すること

③　表示板

※　工事表示板　　　　・　お願い表示板

900
1,200
建　築　工　事　中
倉吉市マーク
工事名　○○○○○○新築工事
構造・規模　鉄筋コンクリート造　○階建
　延べ面積○○○○m2
工事期間　平成○年○月から○年○月まで
設計者　○○○○○○設計
監理者　○○○○○○設計
　　　　○○○○○○設計
施工者　○○○○○建設
　連絡先昼間　○○－○○○○
　　　　夜間　○○－○○○○
　現場責任者　○○ ○○
鳥取県○○総合事務所生活環境局
　建築住宅課　○○班
　連絡先　○○－○○○○
地色　白
地色　~~マンセル記号 5ＹＲ6.5/11~~ 梨色
地色　白

アスベスト含有材解体の通知
現場名
施工日
施工時間
施工方法
解体事業者
責任者
（上記に限らず必要な項目を記載）

記入要領
１．書体は角ゴシックとする。
２．お願い表示板は平易な表現及び内容とし、監督職員が指示するものとする。

④　工事用水

構内既存の施設　※　利用できない　・　利用できる（　※　有償　・　無償　）

⑤　工事用電力

構内既存の施設　※　利用できない　・　利用できる（　※　有償　・　無償　）

⑥　工事用仮設物

構内既存の施設　・　できる　⊙　できない

7　工事現場のイメージアップ

③　土工事

1　埋戻し及び盛土（3.2.3）

埋戻し土　種別　・　Ａ種　※　Ｂ種　・　Ｃ種　・　Ｄ種　　表3.2.1
　・　建設汚泥から再生した処理土Ⓖ
　　Ｄ種の場合は必要に応じて「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」により、監督職員と協議の上、六価クロム溶出試験を行う
盛土　種別　・　Ａ種　※　Ｂ種　・　Ｃ種　・　Ｄ種
　・　建設汚泥から再生した処理土Ⓖ
　　Ｄ種の場合は必要に応じて「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」により、監督職員と協議の上、六価クロム溶出試験を行う

②　建設発生土の処理（3.2.5）

※　構外指示の場所に処分
・　構内指示場所に敷き均し
・　構内指示場所に堆積

③　掘り方

⊙　基礎解体に伴う掘り方

⑳　ユニット及びその他の工事

23　アスベスト成形板の処理工事

※　県有施設の石綿除去等に係る施工業者の登録制度による登録を受けている業者であること。
処理を行うアスベスト成形板の仕様等

材　料　名	厚さ（mm）	処理を行う範囲
大平板（内装壁）	5	
ﾌﾚｷｼﾌﾞﾙﾎﾞｰﾄﾞ（内装天井）	5	

施工調査
　※　行う　・　行わない
石綿作業主任者
　特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者の中から選任する。
特別管理産業廃棄物管理責任者
　保温材については、排出事業者は特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を有する者を選任し管理させる。
官公署その他への手続き
　改修標準仕様書(9.1.3(b)(2))によるほか、次の必要な手続きを行う
　　（１）建築物解体等作業届（所管労働基準監督署）
　　（２）特別管理産業廃棄物管理責任者設置報告書（都道府県知事又は市長）
安全衛生管理
　洗浄設備
　　（ｉ）洗眼、うがいの設備を設ける
　　（ii）更衣設備等を設ける
表示・掲示
　改修工事標準仕様書(9.1.2(c)(4))による表示・掲示を行う。
作業場の養生
　処理場所をプラスチックシート等で囲い、外部への粉塵飛散を防止する。
　対象室（　室内開口部の目張り　外部ポーチ２ヶ所　）
　改修工事標準仕様書（9.1.2(c)(4)）による表示・掲示を行う。
除去物及び汚染物の処分等
　保温材については、改修工事標準仕様書（9.1.2(d)(2)）による。

㉓　植栽及び屋上緑化工事

②　植栽基盤の整備（23.2.2～4）

排水　・　設置する（・暗きょ　・閉きょ　・排水層　・縦穴排水）⊙　設置しない
水溶性塩類（ＥＣ）の試験　・　行う　※　行わない
整備工法　　表23.2.2
　樹木　・　行う（　※　Ａ種　・　Ｂ種　・　Ｃ種　・　Ｄ種　）※　行わない
　芝及び地被類　※　行う（　高麗芝　）・　行わない
植込み用土
　※　現場発生土の良質土　・　客土
　土壌改良材
　⊙　適用する（施工箇所　プール解体撤去跡　　　）
　　⊙　バーク堆肥Ⓖ　樹皮堆肥(40L)20kg　ｸﾞﾘｰﾝｻﾑﾚｷﾞｭﾗｰ真珠岩系1号5mm以下
　　　製品は以下を満足すること
　　　　有機物の含有率（乾物）：７０％以上
　　　　炭素窒素比〔Ｃ／Ｎ比〕：３５以下
　　　　陽イオン交換容量〔ＣＥＣ〕（乾物）：７０ｍｅｑ／１００ｇ以上
　　　　ｐＨ：５．５～７．５
　　　　水分：５５～６５％
　　　　幼植物試験の結果：生育阻害その他の異常が認められない
　　　　窒素全量〔Ｎ〕（現物）：０．５％以上
　　　　りん酸全量〔Ｐ２Ｏ５〕（現物）：０．２％以上
　　　　加里全量〔Ｋ２Ｏ〕（現物）：０．１％以上

⊙　ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装修理

再生密粒度　ASC13mm　厚さ4cm

小谷建築事務所
事務所登録鳥取第 21-511 号
鳥取県倉吉市西倉吉町423番地1　T.F 0858-28-2798
管理建築士　小谷　博志
一級建築士（大臣）登録第 180478 号

CHECK	DRAW	DATE

工事名称	関金プール解体整備工事	年度	図面番号
図名	特記仕様書（１）		A-2 /16

訂正	附記事項	小谷建築事務所 事務所登録鳥取第 21-511 号 鳥取県倉吉市西倉吉町423番地1　T.F 0858-28-2798	管理建築士　小谷 博志 一級建築士 (大臣) 登録第 180478 号 所長 (小谷)　製図 (小谷)　検図	工事名	関金プール解体整備工事	縮尺	1/600	日付	25年12月　日	図面番号	建 電 機 空 A-3 /16
				図名	付近見取図　敷地配置図		1/ 1/	設計番号			

訂正		附記事項	小谷建築事務所 事務所登録鳥取第 21-511 号 鳥取県倉吉市西倉吉町423番地1　T.F 0858-28-2798	管理建築士　小谷 博志 一級建築士（大臣）登録第 180478 号	工事名	関金プール解体整備工事	縮尺	1／200	日付 25年12月 日	図面番号	建 電 機 空 A-4 /16
				所長 小谷　製図 小谷　検図	図名	平面図		1／ 1／	設計番号		

● 正面 Elevation

● 裏面 Elevation

● 側面 Elevation

	符号	規格 wxh	数量	硝子
ｱﾙﾐ	AW-1	500x2,230	2	型板 4t
ｱﾙﾐ	AW-2	1,500x 680	4	型板 4t
ｱﾙﾐ	AW-3	1,500x 900	3	型板 4t
ｽﾁｰﾙ	SS-1	3,100x2,160	1	
ｽﾁｰﾙ	SS-2	1,650x2,750	2	
ｽﾁｰﾙ	SD-1	1,600x2,700	1	型板 4t
ｽﾁｰﾙ	SD-2	700x2,000	1	
ｱﾙﾐ	AD-1	800x2,000	2	両面ｱﾙﾐﾊﾟﾈﾙ
ｱﾙﾐ	AD-2	700x2,000	1	両面ｱﾙﾐﾊﾟﾈﾙ
ｱﾙﾐ	AD-3	3,420x1,305	1	ﾄｰﾒｲ 3t
ｱﾙﾐ	AD-4	1,100x1,100	1	ﾄｰﾒｲ 3t

訂正	附記事項	小谷建築事務所 事務所登録鳥取第 21-511 号 鳥取県倉吉市西倉吉町423番地1　T.F 0858-28-2798	管理建築士　小谷 博志 一級建築士（大臣）登録第 180478 号 所長（小谷）製図（小谷）検図	工事名	関金プール解体整備工事	縮尺	1／200 1／ 1／	日付 25年12月 日 設計番号	図面番号	建 電 機 空 A-5 /16
				図名	立面図					

訂正		附記事項	小谷建築事務所	管理建築士 小谷 博志	工事名	関金プール解体整備工事	縮尺	1／200	日付 25年12月 日	図面番号	建 電 機 空
			事務所登録鳥取第 21-511 号	一級建築士（大臣）登録第 180478 号				1／	設計番号		A-6
			鳥取県倉吉市西倉吉町423番地1 T.F 0858-28-2798	所長 小谷 製図 小谷 検図	図名	断面図		1／			/16

天井仕上げ

符号	材料規格	場所	備考
A	フレキシブルボード 5t	内部	アスベスト含有材
B	フレキシブルボード 5t	外部軒天	アスベスト含有材
C	屋根折版 顕し	外部	

訂正	附記事項	小谷建築事務所	工事名	関金プール解体整備工事	縮尺	1/100 1/60 1/	日付	25年12月 日	図面番号	A-8 /16
		事務所登録鳥取第 21-511 号 鳥取県倉吉市西倉吉町423番地1 T.F 0858-28-2798 管理建築士 小谷 博志 一級建築士(大臣)登録第 180478 号	図名	天井伏図 水訓碑 CB割付図			設計番号			

玄　関
男子ロッカー室
女子ロッカー室
フレキシブルボード 5t
(アスベスト含有材)
大平板 5t
(アスベスト含有材)
CB120t積
モルタル
GRCパネル下張り
AD-3
軽量バランスシャッター
SS-1
ステンレス枠 20tx95w
壁厚@85
AW-2
※　室内の　壁　大平板(アスベスト含有材)　及び　天井　フレキシブルボード(アスベスト含有材)
を解体する場合は　室内の窓部分・シャッター・鋼製ドアー　等より解体粉末が
外部へ飛散しないようシート等で目張りをする事。
小谷建築事務所
事務所登録鳥取第 21-511 号
鳥取県倉吉市西倉吉町423番地1
T.F 0858-28-2798
管理建築士　小谷　博志
一級建築士（大臣）登録第 180478 号
附記事項
工事名　関金プール解体整備工事
図名　展開図
縮尺　1／60
日付　25年12月　日
設計番号
図面番号　A-9　/16

F1断面図 S=1/50
FG1断面図 S=1/50
プール基礎断面図 S=1/50
更衣棟布基礎断面図 S=1/50
Fb2
Fb1
基礎伏図 S=1/200
※ 基礎鉄筋についてはﾃﾞｰﾀｰ不足の為図示しないがｺﾝｸﾘｰﾄ体積の総量に対して
0.023 t/m3 の換算率を乗じて求める。
小谷建築事務所
事務所登録鳥取第 21-511 号
鳥取県倉吉市西倉吉町423番地1
T.F 0858-28-2798
管理建築士 小谷 博志
一級建築士（大臣）登録第 180478 号
関金プール解体整備工事
基礎伏図 断面図
25年12月 日
A-11
/16

b	○-100x3.2		
壁ﾌﾞﾚｰｽ	φ16		
水平ﾌﾞﾚｰｽ	φ13		
C2	H-100x100x6x8		
C3	○-100x3.2		
G2	H-300x150x6.5x9		
b1	[-150x75x9x12.5		
b2	[-150x75x9x12.5		
水平ﾌﾞﾚｰｽ	φ13		

● 電気設備図 S=1/200

照明器具表

	形状	規格	数量	備考
FL402	402	FL40Wx2	14	
FL401	401	FL40Wx1	4	
FL201		FL20Wx1	4	
CP-1		1,600x600x250	1	
L-1		800x600x130	1	
端子盤		430x330x120	1	
引込盤		1,050x700x225	1	
ｽﾋﾟｰｶｰ			2	
換気扇			4	
ﾌﾟｰﾙ照明器具		HF300W	17	
ｽｲｯﾁ・ｺﾝｾﾝﾄ類			50ヶ所程度	
配線関係			1,000m程度	

※ 各配線共 解体撤去の事

訂正		附記事項

小谷建築事務所
事務所登録鳥取第 21-511 号
鳥取県倉吉市西倉吉町423番地1 T.F 0858-28-2798

管理建築士 小谷 博志
一級建築士（大臣）登録第 180478 号
所長 (小谷) 製図 (小谷) 検図

工事名	関金プール解体整備工事	縮尺	1/200	日付 25年12月 日	図面番号	㊊ 電 機 空 E-1 /16
図名	電気設備図		1/	設計番号		
			1/			

訂正	附記事項	小谷建築事務所 事務所登録鳥取第 21-511 号 鳥取県倉吉市西倉吉町423番地1　T.F 0858-28-2798	管理建築士　小谷 博志 一級建築士（大臣）登録第 180478 号 所長（小谷）製図（小谷）検図	工事名	関金プール解体整備工事	縮尺	1/200	日付 25年12月　日	図面番号	建 電 機 空 M-1 /16
				図名	機械設備図 1		1/ 1/	設計番号		